

都道府県と政令指定都市における情報公開・個人情報保護審査会の委員に関する事例研究

Case studies on members of information disclosure and personal information protection review committees in prefectures and ordinance-designated cities

本田正美*¹

Masami Honda

*¹ 関東学院大学 Kanto Gakuin University

要旨: 自治体で運用されている情報公開制度において、開示請求に対してなされた開示決定等に不服があるときは、行政不服審査法に基づき実施機関に対して審査請求を行うことが出来る。審査請求を受けた実施機関は、当該機関に設置されている情報公開・個人情報保護審査会へ諮問を行う。情報公開・個人情報保護審査会は諮問に対して答申を行い、その答申を受けて、実施機関は審査請求に対する裁決を行う。

情報公開・個人情報保護審査会を構成する委員を見ると、弁護士や大学教員などの有識者であることが多いようである。弁護士や大学教員については相応の人材プールがあるものと考えられるが、果たして各自治体において設置されている情報公開・個人情報保護審査会の委員は誰が務めているのか。

本研究は、47 都道府県と 20 政令指定都市を対象に、情報公開・個人情報保護審査会の委員の実態を明らかにするための事例研究を行うものである。

キーワード: 情報公開制度、専門的知見、政策ネットワーク

Abstract: In the information disclosure system operated by local governments, those who are dissatisfied with a disclosure decision made in response to a disclosure request can file a request for review with the implementing agency based on the Administrative Appeal Act. The implementing agency that receives the request for review will consult the information disclosure and personal information protection review committee set up at that agency. The Information Disclosure and Personal Information Protection Review Committee will make a report on the consultation, and based on the report, the implementing agency will make a decision on the review request. Looking at the members of the Information Disclosure and Personal Information Protection Review Committee, it appears that many of them are experts, such as lawyers and researchers. It is thought that there is a suitable talent pool for lawyers and researchers, but who actually serves on the information disclosure and personal information protection review committees set up in each local government? This research is a case study to clarify the actual situation of members of the Information Disclosure and Personal Information Protection Review Board in 47 prefectures and 20 ordinance-designated cities.

Keywords: Information disclosure system, Expert knowledge, Policy network

1. 研究の背景と目的

自治体で運用されている情報公開制度において、開示請求に対してなされた開示決定等に不服があるときは、行政不服審査法に基づき実施機関に対して審査請求を行うことが出来る。審査請求を受けた実施機関は、当該機関に設置されている情報公開・個人情報保護審査会へ諮問を行う。情報公開・個人情報保護審査会は諮問に対して答申を行い、その答申を受けて、実施機関は審査請求に対する裁決を行う。

情報公開・個人情報保護審査会を構成する委員を見ると、弁護士や大学教員などの有識者であることが多

いようである。弁護士や大学教員については相応の人材プールがあるものと考えられるが、果たして各自治体において設置されている情報公開・個人情報保護審査会の委員は誰が務めているのか。

情報公開・個人情報保護審査会の委員構成について、研究上の関心が払われているとは言いがたい。例外的に、馬場[1]は、情報公開審査会の法的専門能力及び活動の規定要因を実証的に検証しようとしたものである。同研究では、2021 年 2 月時点での都道府県と政令指定都市の情報公開審査会の委員構成を調査しているが、研究上の問題関心により、委員の集計にあたって、情報

公開・個人情報保護審査会のような審査会を設置している事例については情報公開に関わる委員のみを抽出するなどの操作を行っている。

後に、本研究における調査で明らかになるように、情報公開審査会単独ではなく、個人情報保護審査会も統合して、情報公開・個人情報保護審査会を置く事例も見られるところである。

本研究は、47都道府県と20政令指定都市を対象に、情報公開・個人情報保護審査会の委員の実態を明らかにするための事例研究を行うものである。

2. 研究の対象と方法

本研究の対象は、47都道府県と20政令指定都市の情報公開・個人情報保護審査会の委員構成である。

この委員構成については、都道府県と政令指定都市のWebサイト上で、その情報が公開されていることが想定される。そこで、2024年1月25日に、47都道府県と20政令指定都市のWebサイトにアクセスし、サイト内検索を用いて、「情報公開・個人情報保護審査会」のキーワードで検索を行い、表示されたページをたどることで、委員構成に関する情報の在所を探索した。この方法で、大半の団体では必要な情報が提供されているページを発見できたが、発見出来ない場合には、あわせてGoogleおよびBingを用いて、同様のキーワードで検索を行い、検索結果として表示されたページに順次アクセスして、情報の在所を探索することとした。

3. 結果

探索の結果を一覧にしたのが表1である。

まず、「情報公開・個人情報保護審査会」のように統合している団体は、対象である67団体中の37団体であった。30団体は、情報公開審査会と個人情報保護審査会を別々に設置している。なお、別々に設置している団体では、それぞれ名称が情報公開審査会や個人情報保護審査会ではない事例もあったが、条例を確認し、その役割が他の団体と同様であることを確認して、情報公開審査会や個人情報保護審査会として集計した。情報公開審査会と個人情報保護審査会を別々に設置している団体については、表中に「/」を入れている。表中の「/」よりも左側に記載されているのが当該団体における情報公開審査会の委員名であり、その右側に記載されているのが当該団体における個人情報保護審査会の委員名である。

福島県と福井県については、情報公開審査会と個人情報保護審査会を別々に設置していることは判明したが、個人情報保護審査会の委員構成の情報が得られなかった。鳥取県については、「鳥取県情報公開・個人情報保護審査会」が設置されていることは確認出来たが、委員名簿が掲載されているはずのページに、何ら情報が掲載されていないため、委員構成が不明であった。

栃木県は、行政不服審査会が情報公開関係及び個人情報保護関係の審査も扱うことになっていたため、その委員構成を表に記載した。

表中の委員の記載については、各団体のWebサイト上での記載を根拠として、その属性を大学教員などのアカデミアからの選任である場合は青色に、弁護士や司法書士など法律に関わる士業からの選任である場合はオレンジ色に、それぞれ色分けした。大学名と合わせて弁護士の表記がある場合など、複数の属性が記載されている人物もいたが、そのような場合には最初に記載されているものをその人物の属性として集計した。着色していないのは、それら以外の属性からの選任された委員である。

名前を赤字にしてあるのは、複数の団体において委員を務めている人物である。

なお、表中で2回、その名前が記載されているにもかかわらず、名前が赤字になっていないものがあるが、それは同一団体内で2回名前が記載されている人物である。これは、情報公開審査会と個人情報保護審査会を別々に設置している団体において、両方の委員を兼任していることによる。この場合、他の団体で委員を務めているわけではないため、名前を赤字にしていない。

委員として、その氏名が判明したのが延べ652名であった。複数団体で委員を務めているのは、16名であり、同時に複数の団体で委員を務めている団体の数の最多は3であって、寺田麻佑(埼玉県、東京都、神奈川県)と丸山敦裕(滋賀県、大阪府、神戸市)、小谷真理(京都市、大阪府、大阪市)の3名がそれに該当した。

4. 考察

本研究では、情報公開・個人情報保護審査会の委員構成を調査することとしたが、情報公開審査会と個人情報保護審査会を別々に設置している団体も全体の半数近く見受けられた。順序としては、もともと情報公開審査会があるなかで、個人情報保護に関する審査も必要となって個人情報保護審査会が置かれるような

り、その後に統合がなされているため、まだ統合が十分に進んでいないとも言える。

委員は延べ人数で652名であった。これを団体数で割ると、一団体平均9.73人ということになる。情報公開・個人情報保護審査会と統合しての運用の場合には、その委員は9名程度であり、別々の審査会としての運用の場合にはそれぞれ5名程度の委員が選任されているようである。

複数の団体で委員を務めている人物は16名であった。当該地域で委員就任を依頼できるような人物が限定される場合、近隣の地域に対象を広げて依頼を行うということも想定され、実際に主に大学教員で複数団体で委員を務める人物が確認されたが、全体で見ると、その数は少数である。このことから、各団体が自らの地域で専門家を見つけて委員就任を依頼していることがうかがえる。ただし、最大で3団体の委員を務めている人物もあり、特に都府県と政令指定都市の委員を「掛け持ち」することがあるようである。これは、本研究では調査対象外であったが、一般市や町村まで対象を広げれば、そのような複数団体での兼任の実態も見えてくる可能性がある。

大学教員などのアカデミアからの選任である場合には青色にセルを着色したが、これは延べ人数で289名であった。弁護士や司法書士など法律に関わる士業からの選任である場合にオレンジ色に着色したが、これは延べ人数で214名であった。その二つの以外の属性が延べ人数で149名であった。これらのことから、情報公開・個人情報保護審査会にあっては、大学教員などのアカデミアの人物を中心としつつ、弁護士などの士業の人物をほぼ同数を揃え、かつその他の属性の人物も大勢を占めない程度に補いながら、委員の選任を行っていることが示唆される。

5. 結論

本研究では、47都道府県と20政令指定都市を対象に、情報公開・個人情報保護審査会の委員の実態を明らかにするための事例研究を行った。

その実態としては、委員は、一団体平均9.73人であり、その構成は大学教員などのアカデミアからの選任を中心に、弁護士などの士業の人物をほぼ同数を揃え、かつ、その他の属性の人物も大勢を占めない程度に補っている。

団体間を越えて、委員として選任される事例も見受けられるが、都道府県と政令指定都市においては、そのような人物の数は全体から見ると少なく、各団体が

他の地域では選任されていないような人物を独自に選任していることが示唆される。

6. 研究上の課題

本研究には、以下の研究上の課題が残されている。

まず、本研究では、「誰が委員を務めているのか」を明らかにしただけである。各委員が審査過程においてどの程度の影響力を持っていたのかといったことは公表資料から明らかにすることが出来ないが、少なくとも審査会における役職は公開されており、どの委員が主導的な役割を果たしているのかは推測可能である。この審査会の動態を明らかにするというところで本研究には研究上の課題が残されている。

この点については、先行研究として引いた馬場[1]において採用された研究手法が参照されることである。馬場[1]では、実際に情報公開請求を行った上で、非開示とされた事項について、審査会への審査を申請し、その結果を見ることで、審査会の動態を明らかにしようとしている。かような、プロアクティブな研究手法を採用することも検討する必要があるだろう。

加えて、本研究はWeb上での情報探索に限定されており、委員構成が明らかにならなかった団体がある。これらについては、各団体に問い合わせをするなどして、情報の欠損を埋める必要がある。この作業を怠っている点でも本研究には課題が残る。

最後に、本研究は、都道府県と政令指定都市しか研究対象にしていない。この点については、考察でも言及したが、一般の市や町村では委員の重複が見受けられる可能性がある。特に、大学教員などのアカデミアからの選任については、本研究で対象とした都道府県や政令指定都市にあっても、重複しての選任が見られるところであり、当該地域に情報公開や個人情報保護にかかわる研究者を擁するような大学などがいないような場合に、域外に専門家を求めざるを得ないことが想定される。かような専門家の人材供給にかかわり、その課題が浮かび上がるのは一般市や町村である蓋然性が高く、この点につき未検証であることが本研究に残された研究上の課題である。

参考文献

- [1] 馬場健一(2022)「準司法機関としての行政諮問機関: 情報公開審査会の法的専門性の実証分析」『法社会学= The sociology of law』、日本法社会学会(編)、(88), pp.125-149.

